

新型コロナウイルス感染症の対応について

1 立川市新型コロナウイルス感染症対策本部の開催状況

(令和 3 年 10 月 22 日以降)

回	開催日時	決定・報告・検討・確認事項
72	10 月 22 日 (金) 午後 4 時～	1. 市内の感染状況等について 新型コロナウイルス感染症患者の市内発生状況について、別紙のとおり報告がありました。(別紙 1) 2. リバウンド防止措置解除後の対応について 東京都のリバウンド防止措置が解除される 10 月 25 日以降の対応について、以下のとおり決定しました。 ・ 公共施設等の利用制限及びイベント等の取扱いについて 東京都が令和 3 年 10 月 21 日付で発表した「基本的対策徹底期間における対応」(別紙 2) に準じて、別紙のとおり対応することとしました。(別紙 3) ・ 教育委員会の対応について 基本的対策徹底期間における学校教育等について、別紙のとおり実施していくこととしました。(別紙 4) 3. 新型コロナウイルスワクチン接種事業について ワクチン接種事業について、接種の状況や今後の対応等に関して別紙のとおり報告がありました。(別紙 5)

令和3年10月22日

新型コロナウイルス感染症対策情報について

令和3年10月22日（金）（午後4時～）に、第72回新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、下記のとおり決定等いたしました。

記

【決定等事項】

○ 市内の感染状況等について

新型コロナウイルス感染症患者の市内発生状況について、別紙のとおり報告がありました。（別紙1）

○ リバウンド防止措置解除後の対応について

東京都のリバウンド防止措置が解除される10月25日以降の対応について、以下のとおり決定しました。

・ 公共施設等の利用制限及びイベント等の取扱いについて

東京都が令和3年10月21日付で発表した「基本的対策徹底期間における対応」（別紙2）に準じて、別紙のとおり対応することとしました。（別紙3）

・ 教育委員会の対応について

基本的対策徹底期間における学校教育等について、別紙のとおり実施していくこととしました。（別紙4）

○ 新型コロナウイルスワクチン接種事業について

ワクチン接種事業について、接種の状況や今後の対応等に関して別紙のとおり報告がありました。（別紙5）

立川市新型コロナウイルス感染症患者の発生状況

【令和3年10月】

東京都公表日	1日 (金)	2日 (土)	3日 (日)	4日 (月)	5日 (火)	6日 (水)	7日 (木)	8日 (金)	9日 (土)	10日 (日)	11日 (月)	12日 (火)	13日 (水)	14日 (木)	15日 (金)	16日 (土)	17日 (日)	18日 (月)	19日 (火)	20日 (水)	21日 (木)	22日 (金)	23日 (土)	24日 (日)	25日 (月)	26日 (火)	27日 (水)	28日 (木)	29日 (金)	30日 (土)	31日 (日)
新たな患者数	3	2	0	1	2	1	0	1	1	0	1	0	0	3	0	0	0	0	1	0	0										
患者数の累計	3219	3221	3221	3222	3224	3225	3225	3226	3227	3227	3228	3228	3231	3231	3231	3231	3231	3231	3232	3232	3232										
退院等者数の累計	3170	3179	3182	3186	3194	3196	3200	3201	3203	3203	3206	3206	3207	3214	3223	3223	3223	3228	3229	3229											
入院・療養中の患者数	49	42	39	36	30	29	25	25	24	24	22	22	22	24	17	8	8	8	4	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

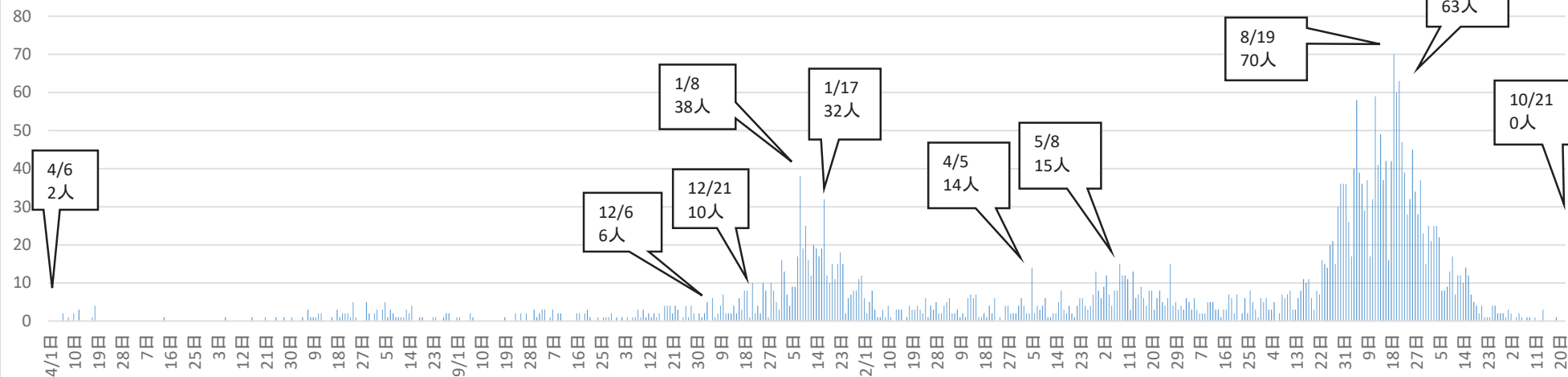
【令和3年9月】

東京都公表日	1日 (水)	2日 (木)	3日 (金)	4日 (土)	5日 (日)	6日 (月)	7日 (火)	8日 (水)	9日 (木)	10日 (金)	11日 (土)	12日 (日)	13日 (月)	14日 (火)	15日 (水)	16日 (木)	17日 (金)	18日 (土)	19日 (日)	20日 (月)	21日 (火)	22日 (水)	23日 (木)	24日 (金)	25日 (土)	26日 (日)	27日 (月)	28日 (火)	29日 (水)	30日 (木)
新たな患者数	25	21	25	25	22	8	8	9	13	17	7	12	12	10	14	12	7	5	4	2	4	1	1	1	4	4	2	2	2	1
患者数の累計	2958	2979	3004	3029	3051	3059	3067	3076	3089	3106	3113	3125	3137	3147	3161	3173	3180	3185	3189	3191	3195	3196	3197	3198	3202	3206	3208	3210	3212	3215
退院等者数の累計	2639	2670	2686	2723	2758	2788	2791	2870	2883	2892	2916	2931	2949	2971	2989	2997	3028	3050	3060	3088	3093	3106	3116	3122	3133	3140	3142	3142	3157	3165
入院・療養中の患者数	319	309	318	306	293	271	276	206	206	214	197	194	188	176	172	176	152	135	129	103	102	90	81	76	69	66	66	68	55	50

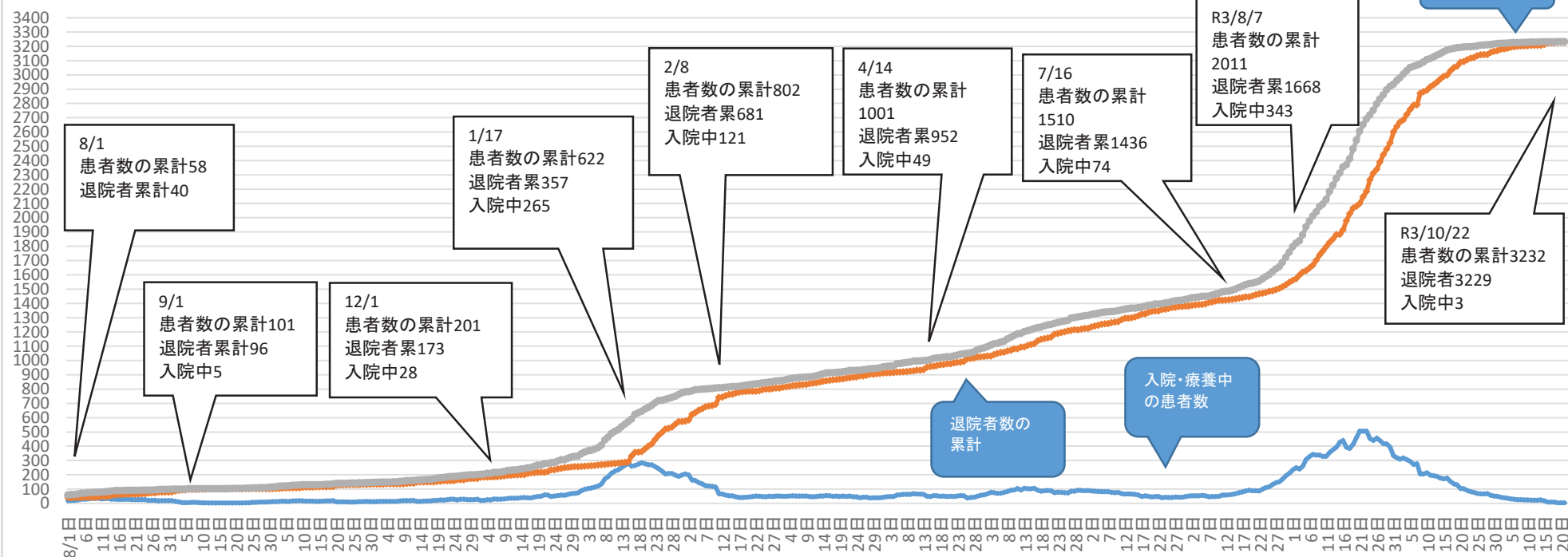
【令和3年8月】

東京都公表日	1日 (日)	2日 (月)	3日 (火)	4日 (水)	5日 (木)	6日 (金)	7日 (土)	8日 (日)	9日 (月)	10日 (火)	11日 (水)	12日 (木)	13日 (金)	14日 (土)	15日 (日)	16日 (月)	17日 (火)	18日 (水)	19日 (木)	20日 (金)	21日 (土)	22日 (日)	23日 (月)	24日 (火)	25日 (水)	26日 (木)	27日 (金)	28日 (土)	29日 (日)	30日 (月)	31日 (火)
新たな患者数	36	26	17	40	58	39	36	29	37	17	32	59	41	49	37	42	16	42	70	60	63	47	39	28	32	45	34	28	37	23	15
患者数の累計	1795	1821	1838	1878	1936	1975	2011	2040	2077	2094	2126	2185	2226	2275	2312	2354	2370	2412	2482	2542	2605	2652	2691	2719	2751	2796	2830	2858	2895	2918	2933
退院等者数の累計	1561	1572	1599	1618	1629	1648	1668	1702	1739	1767	1797	1828	1851	1881	1884	1914	1978	2028	2067	2080	2099	2147	2185	2266	2312	2339	2390	2440	2479	2524	2601
入院・療養中の患者数	234	249	239	260	307	327	343	338	338	327	329	357	375	394	428	440	392	384	415	462	506	505	506	453	439	457	440	418	416	394	332

感染者数(新規陽性者数) R2年4月～R3年10月



感染者数(累計、退院等者数、入院・療養中者数) R2年8月～R3年10月



基本的対策徹底期間における対応

令和 3 年 10 月 21 日
東 京 都

1. 基本的対策徹底期間における対応

(1) 区 域

都内全域

(2) 期 間

令和3年10月25日（月曜日）0時から11月30日（火曜日）24時まで

※12月1日（水曜日）以降の対応等の内容については、別途、決定

(3) 対応の概要

新型コロナウイルス感染症の再拡大防止のため、以下のとおり対応

①都民向け

- ・「三つの密」の回避等をはじめとした基本的な感染防止策の徹底について協力を依頼
- ・帰省や旅行など、都道府県をまたぐ移動の際は、基本的な感染防止策を徹底するとともに、特に大人数の会食を控えるよう協力を依頼 等

②事業者向け

- ・業種別ガイドラインの遵守など、基本的な感染防止策の徹底について、協力を依頼
- ・適切な感染防止策が講じられていることを前提に、必要な規模要件（人数上限・収容率）に応じた開催を要請 等

2. 都民向けの協力依頼

- 「三つの密」の回避、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生をはじめとした、基本的な感染防止策を徹底するよう協力を依頼
- 外出については、少人数で混雑している場所や時間を避けて行動するよう協力を依頼
- 帰省や旅行など、都道府県をまたぐ移動の際は、基本的な感染防止策を徹底するとともに、特に大人数の会食を控えるよう協力を依頼
- 業種別ガイドライン等を遵守している施設を利用するよう協力を依頼
- 路上、公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動を控えるよう協力を依頼

3. 事業者向けの協力依頼等

(1) 飲食店及び飲食に関連する施設への協力依頼

施設の種類 (施行令第11条)	内 訳	対 応
遊興施設 (第11号)	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、バー（接待や遊興を伴うもの）、パブ等のうち、食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている施設	●「徹底点検 TOKYOサポート」プロジェクトにおける「感染防止徹底点検済証」の交付を受け、かつ、これを店頭に掲示している店舗 ・同一グループの同一テーブルへの入店案内を4人以内とするよう協力を依頼する。大人数で同一テーブルを使用する場合には、感染リスク低減のため、「TOKYOワクションアプリ」（11月1日以降）又は他の接種証明書等を活用することを推奨 ・認証基準を適切に遵守して営業するよう協力を依頼 ●上記点検済証の交付を受けていない又は掲示していない店舗 ・同一グループの同一テーブルへの入店案内を4人以内とするよう協力を依頼 ・酒類の提供・持込は、11時から21時までの間とするよう協力を依頼 ●カラオケ設備を提供している店舗 ・利用者の密を避ける、こまめな換気を行う、マイク等の消毒を行うなど、基本的な感染防止策を徹底するよう協力を依頼 ●上記の店舗に共通の協力依頼 ・業種別ガイドラインの遵守など、基本的な感染防止策を徹底するよう協力を依頼
飲食店 (第14号)	飲食店（居酒屋を含む。）、喫茶店、バー（接待や遊興を伴わないもの）等（宅配・テイクアウトサービスは除く。）	
集会場等 (第5号)	食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている結婚式場	

3. 事業者向けの協力依頼等

(2) その他の施設への協力依頼等①

施設の種類 (施行令第11条)	内 訳	対 応
劇場等 (第4号)	劇場、観覧場、映画館、プラネタリウム、演芸場 等	●イベントを実施する場合、規模要件等に沿った施設の使用を要請（新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項）（「3（3）イベントの開催制限」参照） ●カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避ける、こまめな換気を行う、マイク等の消毒を行うなど、基本的な感染防止策を徹底するよう協力を依頼 ●大人数や長時間におよぶ飲食・飲酒など、感染リスクの高い行動を避けることについて、利用者への注意喚起を図るよう協力を依頼 ●業種別ガイドラインの遵守など、基本的な感染防止策を徹底するよう協力を依頼
集会場等 (第5号)	集会場、公会堂、葬儀場 等	
展示場 (第6号)	展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール 等	
商業施設 (第7号)	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店 等	
ホテル等 (第8号)	ホテル、旅館（集会の用に供する部分に限る。）	
運動施設 (第9号)	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ 等	
遊技場 (第9号)	マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター、テーマパーク、遊園地 等	
博物館等 (第10号)	博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園、図書館 等	
遊興施設 (第11号)	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、ネットカフェ、マンガ喫茶 等	
商業施設 (第12号)	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業、銭湯、理容店、美容店、質屋、貸衣装屋、クリーニング店 等	
学習塾等 (第13号)	自動車教習所、学習塾 等	

3. 事業者向けの協力依頼等

(2) その他の施設への協力依頼等②

施設の種類 (施行令第11条)	内 訳	対 応
学 校 (第1号)	幼稚園、小学校、中学校、高校 等	●以下の事項を徹底するよう協力を依頼 ・基本的な感染防止策の実施 ・部活動、課外活動、学生寮における基本的な感染防止策、飲み会等に関する学生等への注意喚起 ・発熱等の症状がある学生等が登校や活動参加を控えるよう周知すること ・大学等においては、感染防止と面接授業・遠隔授業の効果的实施等による学修機会の確保の両立に向けて適切に対応すること
保育所等 (第2号)	保育所、介護老人保健施設 等	
大学等 (第3号)	大学等	

(3) イベントの開催制限（令和3年10月31日（日）0時から）

※10月25日～10月30日の取扱いは、9月28日公表のリバウンド防止措置期間の取扱いを参照

●イベント主催者等に対して、**規模要件等（人数上限・収容率等）に沿った開催**を要請（法第24条第9項）

	施設の収容定員（※1）		
	5,000人以下	5,000人超～10,000人以下	10,000人超～
大声での歓声、声援等がないことを前提としうる場合（※2）	収容定員まで可	5,000人まで可	収容定員の半分まで可
大声での歓声、声援等が想定される場合（※2）	収容定員の半分まで可		

（大声での歓声等がないことを前提としうる場合）クラシック音楽、演劇等 （大声での歓声等が想定される場合）ロックコンサート、スポーツイベント等

※1 収容定員が設定されていない場合は、十分な人との距離（1m）を確保 ※2 実態に照らし、個別具体的に判断

- 接触確認アプリ等を活用するよう協力を依頼
- 感染リスク低減のため、「TOKYOワクションアプリ」（11月1日以降）又は他の接種証明書等の活用を推奨
- 業種別ガイドラインの遵守など、基本的な感染防止策を徹底するよう協力を依頼

(4) 職場への出勤等

- テレワークの活用や、人との接触を低減するための取組などを実施するよう協力を依頼

基本的対策徹底期間(10月25日から11月30日まで)の公共施設等利用に関する一覧表

施設名称	10月25日から11月30日までの対応
スポーツ施設 (泉体育館、柴崎体育館、練成館(屋内体育施設))	利用制限を原則解除 (各施設で講じる感染防止策にご協力ください)
学校施設の貸出 (体育館・校庭(スポーツ利用))	
スポーツ施設 (野球場、庭球場など屋外体育施設)	
たましんRISURUホール (立川市市民会館)	
旧若葉小学校	
歴史民俗資料館	
古民家園	
女性総合センターアイム	
子ども未来センター (立川まんがぱーくを含む)	
たちかわ創造舎	
学校施設の貸出(教室)	
たまがわみらいパーク	
清掃工場の付帯施設	
学習館	
学習等供用施設	
西砂リサイクルショップ	
福祉会館	
立川競輪場	
児童館	
図書館	
八ヶ岳山荘	

・施設の利用にあたっては、手指消毒やソーシャルディスタンスの確保等、感染症対策の徹底にご協力ください。

・イベントの取り扱いについては、別紙2「基本的対策徹底期間における対応」3. 事業者向けの協力依頼等(3)イベントの開催制限に準じることとします。(令和3年10月31日(日)以降適用)

・今後の状況によっては対象施設や期間が変更となる可能性があります。その際は改めてお知らせいたします。

基本的対策徹底期間における教育委員会の対応について

1 学校教育について

(1) 基本的方針

- ・学校については、感染症対策を引き続き徹底しながら学びを途切れさせないため、学校運営を継続する。
- ・感染症対策を講じてもなお感染リスクが高くなる活動については、方法等を工夫し、感染リスクを低減した上で実施する。
- ・臨時休業する場合は、タブレット PC 等を活用して児童・生徒とつなぎ、学びを継続する。

(2) 具体的対応

① 主な学校行事

- | | |
|----------|--|
| ・ 宿泊行事 | 集団で旅行することに伴う感染リスク等を踏まえ、感染症対策を工夫して実施する。 |
| ・ 校外学習 | 移動手段、活動内容等について、感染リスク等を踏まえ、感染防止対策を徹底した上で実施する。 |
| ・ 授業公開 | 感染症対策を工夫して実施する。 |
| ・ 中学校部活動 | 都立学校の取扱いに準じ、感染症対策を徹底し、各学校の状況を踏まえて実施する。 |

② 教育活動時の配慮事項

引き続き以下の感染症対策等の取組を実施する。

- ・ 検温等の健康観察
- ・ 学校生活の中での感染予防
- ・ 欠席児童・生徒に対して、タブレット PC 等を活用した学習支援
- ・ 児童・生徒の心のケア 等

2 社会教育施設について

(1) 基本的方針

教育委員会所管の地域学習館、学習等供用施設、学校施設開放等については、市民利用施設として市長部局の関連部署の施設と同対応とする。

新型コロナウイルスワクチン接種の状況について

1 新型コロナウイルスワクチン接種状況

(1) 接種実績（年齢別） ※10月18日（月）現在

年齢	対象者数	1回目	接種率	2回目	接種率
90～	2,667	2,258	84.7%	2,202	82.6%
80～89	11,921	10,882	91.3%	10,695	89.7%
70～79	21,279	19,187	90.2%	18,952	89.1%
65～69	9,669	8,281	85.6%	8,153	84.3%
60～64	9,340	7,918	84.8%	7,600	81.4%
50～59	26,304	21,262	80.8%	20,070	76.3%
40～49	28,494	21,310	74.8%	19,611	68.8%
30～39	22,911	15,776	68.9%	13,285	58.0%
20～29	22,140	14,330	64.7%	11,456	51.7%
12～19	12,490	9,056	72.5%	7,397	59.2%

※VRS（ワクチン接種記録システム）に基づいたデータで、実際の数とは2週間程度のタイムラグがある。

(2) 接種実績（階層別） ※10月18日（月）現在

年齢	対象者数	1回目	接種率	2回目	接種率
65～	45,536	40,608	89.2%	40,002	87.8%
0～64	139,125	89,652	64.4%	79,419	57.1%
12～64	121,679	89,652	73.7%	79,419	65.3%
12～	167,215	130,260	77.9%	119,421	71.4%
全体	184,661	130,260	70.5%	119,421	64.7%

※対象者数は、令和3年4月1日現在の人口数（※64歳以下に0～11歳を含む）

2 10・11月期における集団接種

【多摩信用金庫】全14回

[日程]10月13日（水）、14日（木）、15日（金）、18日（月）、19日（火）、27日（水）、28日（木）、29日（金）

11月1日（月）、2日（火）、11日（木）、12日（金）、17日（水）、19日（金）

[時間]18：30～21：00（最終受付：20：30）

11月12日（金）は、生徒・学生等への接種枠を確保するため、16：00開始予定

【女性総合センター】全2回

[日程]11月26日（金）、29日（月）

[時間]18：30～21：00（最終受付：20：30）

3 ワクチン接種予約について

国や東京都において、10～11月をワクチン接種の最終段階と位置付けていること、9月以降の予約を受付けている日程において予約が埋まらないことから、新型コロナウイルスワクチン接種予約について以下の通りとする。

- (1) 接種最終日
- ① 1回目：11月7日（日）
 - ② 2回目：11月30日（火）
- (2) インターネットによる予約：10月31日（日）をもって予約受付終了
1回目の予約については3週間先まで予約を取れる仕組みから、11月7日（日）を最終予約日程となるよう予約システムの変更を行う。
- (3) 電話による予約：11月30日（火）をもって一般予約受付終了
11月7日（日）以降の予約は、すべて電話による予約受付とする。
※11月以降、土・日曜日、祝日の電話受付は終了する。
- (4) 新たに12歳になる方、事情があり接種できなかった方への接種は継続予定（コールセンターにおいて受付を継続する）

4 追加接種（3回目接種）

新型コロナウイルスワクチン接種を2回接種した場合であっても、接種後の時間の経過とともに、ワクチンの有効性や免疫原性が低下することから、2回の接種を終了した者のうち、概ね8か月以上経過した者を対象に、12月以降1回追加接種を開始する。

- (1) 今後の予定
- ① 2回の接種を終了した者のうち概ね8か月以上経過する者を抽出
 - ② 上記①で抽出した者に段階的に接種券を発送
 - ③ 接種券の到着した者のうち、接種希望者から接種開始
※厚生労働省通知（令和3年10月20日付事務連絡）によると、「12月に追加接種の対象となる見込みの者については、11月22日（月）目途で接種券が届くよう準備を進める必要がある。」とされている。

(2) 接種スケジュール

2回目 接種時期	R 3. 3	R 3. 4	R 3. 5	R 3. 6	R 3. 7
3回目 接種時期	R 3. 12	R 3. 12	R 4. 1	R 4. 2	R 4. 3
想定される 対象者	病院勤務の 医療従事者	地域の 医療従事者	地域の 医療従事者	・高齢者 ・地域の 医療従事者	高齢者
想定される 対象者数	500	2,000	5,000	27,000	22,000

(3) 調査事項

市内医療機関の医療従事者の接種希望者数把握のため、また市民を対象とした接種を可能とする医療機関を把握するため、調査を実施中。